



件 名

小矢部市独自の被災者支援メニューの延長について

能登半島地震に係る被災者支援パッケージのうち、小矢部市独自で策定した支援メニューについて、別紙のとおり延長することを報告します。

令和6年能登半島地震に係る被災者支援メニュー

■申請・受付期限の延長について

4月以降も「り災証明書」の申請が10件/日以上あることから、市の支援メニューの受付期限を延長する。(4月市報の配布に合わせ被災者支援周知チラシを全戸配布したことから、今後も「り災証明書」の申請等が見込まれる。)

支援メニュー		当初		変更後	担当課
住宅災害見舞金の支給		4月30日	➡	7月31日	総務課
損壊家屋等の解体・撤去等 についての支援	公費解体	4月30日		7月31日	生活環境課
	費用償還	5月31日		7月31日	
倒壊ブロック塀等収集運搬 についての支援	収集運搬	4月30日		7月31日	生活環境課
	費用償還	4月30日		7月31日	
被災事業者支援助成金		4月30日		12月27日	商工立地振興課
災害援護資金貸付		4月30日		9月30日	社会福祉課

※今回の地震における市支援メニューの適用を受ける際の「り災証明書」の申請期限を6月28日(金)までとする。